

平成25年12月1日スタート

十和田市協働による除雪の推進に関する条例を制定しました

問 土木課維持係 ☎ 516730

❖ 条例制定の目的

除雪業者が保有する除雪重機の減少は全国的な傾向に留まらず、本市でも同様です。このため、市内全域の除雪作業に要する時間は、約6時間（午前2時～8時）に及び、市民の通勤・通学に支障を与えかねない状況です。また、路上駐車、道路への雪出し、屋根雪の道路敷地への落下などが依然として見受けられ、除雪作業の妨げになっています。

市民・市・除雪業者がそれぞれの役割を担い、三者の協働によって、将来に向けて市民が安心できる持続可能な除雪体制を構築するため、条例を制定しました。

1 市民・市・除雪業者の役割を明確にしました

◆市民

- 地域における相互協力
- 除雪作業によって発生する間口への寄せ雪の片付け協力
- 雪弱者世帯（高齢者、障害者など）への地域支援など

◆市

- 除雪に関する総合的かつ計画的な実施
- 除雪に関する市民協働の推進と体制整備
- 市民除雪マナー向上のための啓発活動の推進など

◆除雪業者

- 除雪体制維持のため、除雪重機・オペレーター確保の確保
- 除雪技術の向上
- 交通法令を遵守した安全で丁寧な除雪作業など

2 市民が遵守すべき事項を定めました

- ▶ 道路への雪出しはしない。
- ▶ 屋根雪を道路敷地内に落下させない。
- ▶ 路上駐車や除雪作業の支障となるような行為は行わない。

3 守られない場合には指導します

遵守事項が守られないことにより、除雪作業に支障が生ずる恐れがある場合は、遵守事項を守るようまたは必要な措置を講ずるよう指導することとなります。



道路への雪出しはやめましょう！
道路への雪出しは、違法行為であるだけでなく、走行の妨げになり、大変危険です。



路上駐車は、やめましょう！
たった1台の路上駐車が、除雪作業の支障となり、周りの人にも迷惑になります。



屋根雪が道路に落ちないように、対策を行いましょう！
屋根雪は、歩行者や通行車両に対して大変危険です。雪止めなどの対策を行いましょう。



除雪後の間口寄せ雪は各家庭でお願いします！
除雪後、どうしても間口に寄せ雪が発生します。原則的に寄せ雪の処理は、各家庭での対応をお願いします。

「十和田市除雪対策検討委員会」の委員を募集します！

市長からの除雪に関する諮問に応じ、審議・答申をする委員会を設置します。あなたも参加してみませんか。

任期：2年

検討内容：除雪に関する基本的な方針、協働による除雪の推進など

定員：2人

申込期限：11月15日(金)

申込先：土木課維持係 ☎ 516730

※条例は市ホームページまたは土木課でご覧いただくことができます